

## 電力会社におけるデータの改ざんなどについて

### 1-1 泊発電所における取放水の温度について

本年10月に中国電力(株)による土用ダムデータの改ざんが明らかになったことが発端となり、各電力会社の水力発電用ダムや火力・原子力の発電設備において、法的届け出の不備や温排水データの改ざんが見つかる事例などが続いたところから、去る11月30日に国の原子力安全・保安院では、北海道電力(株)を含む12の電力会社に対して一斉に水力、火力、原子力発電設備に関するデータの改ざんの有無や必要な手続きの不備その他の同様な問題がないか、点検を行うよう求めたところであります。

特に、最近の新聞報道によると、東京電力(株)の新潟県にある柏崎刈羽(かりわ)原子力発電所1号機及び4号機に始まり、福島県の福島第一原子力発電所1号機、さらに東北電力(株)女川原子力発電所1号機、日本原子力発電(株)の福井県敦賀発電所2号機において取放水の海水温度に関するデータの改ざんが続けて発覚している。

北海道電力(株)においては現在、泊発電所3号機の建設が進められ、特に、温排水の増加に伴う海洋生物への影響について地元の懸念もある訳であるが、泊発電所の温排水に係る取放水の温度差について安全協定ではどのようなようになっており、これまでの値はどうなっているのか、先ず始めに伺います。

(答 弁)

(泊発電所における取放水についてであります、)

○ 道及び地元4町村と北海道電力(株)とで締結している「泊発電所周辺の実地調査及び環境保全に関する協定」いわゆる安全協定では、泊発電所の取放水

の温度差については7度以下とすることになっております。

○ これまでの取放水に係る温度差の最大値は6.8度となっており、安全協定が遵守されているところ。

## 1-2 泊周辺海域の水温測定について

次に、泊発電所の温排水により、泊周辺の海域における環境影響が懸念されるが、これまでの泊周辺海域の水温測定結果についてどのようになっているか伺います。また、3号機増設に伴う影響を把握するための水温測定を早期に実施するよう、地元より要望されているが、どのようになっているのか、合わせて伺います。

(答 弁)

(泊周辺海域における水温調査についてであります)

○ 水温調査については、安全協定に基づき、泊発電所1号機の試運転開始2年前の昭和61年から道及び北海道電力(株)が実施しているところ。

○ 水温調査の結果については、安全協定に基づく「泊発電所環境保全監視協議会」の技術部会において、四半期ごとに報告されておりますが、この技術部会の評価では、これまでのところ、温排水に起因する周辺環境への異常は認められないとされているところ。

○ また、泊3号機の増設に伴う影響を把握するための水温調査については、当初、平成19年2月の開始を予定しておりましたが、地元からの要望を踏まえ、本年10月から開始しているところ。

## 1-3 国からの指示を受けた北電の対応について

11月30日に国からの指示文書を受け、各電力会社では、発電設備におけるデータ改ざんの有無などについて、点検

し、確認した結果を明らかにしなければならないものと考ええるが、現在、北海道電力(株)では、どのように対応し何時までに行うこととしているのか伺います。

(答 弁)

北海道電力株式会社の対応についてであります。

○ 原子力安全・保安院では、各電力会社に対し11月30日付けで、水力・火力・原子力発電設備について電気事業法に係る検査資料や定期報告におけるデータ改ざんの有無、工事計画の届出の不備などについての点検を求めたところ。

○ 北海道電力においては、現在、点検の項目や方法などについて、検討しているところであり、今年度内を目途に国に点検結果の報告を行う考えと聞いています。

#### 1-4 北海道電力への道の対応について

道外の電力会社の事例ではあるが、度重なるデータの改ざんなどの事態を受け、結果的に国から指示を受けたことについて、道では、水力、火力及び原子力発電設備を有する北海道電力(株)に対し、どのように対応していくのか、伺います。

(答 弁)

道の対応についてであります。

○ 発電所については、安全の確保はもとより、地域住民からの信頼の確保が不可欠であり、このためには正確なデータの提供が重要であると考えています。

○ こうしたことから、道といたしましては、北海道電力に対し、この度の原子力安全・保安院からの指示に適切に対応するとともに情報の公開に努めるよう求めてまいりたいと考えています。